

令和8年3月26日
白鷹町総務課

職員の懲戒処分等について

本日、地方公務員法に基づく職員の懲戒処分等を行いましたので公表します。

1. 事案 現金の窃取

2. 処分等の概要

(1) 被処分者

- ・所属：上下水道課
- ・役職：主事級
- ・年齢・性別：20代・男性

(2) 処分年月日 令和8年3月26日

(3) 処分内容 懲戒処分 免職

(4) 処分に係る事案の概要

当該職員は、令和8年2月6日(金)と2月13日(金)の2度にわたり、職場内の金庫から、町が水道料金収納業務等を委託している「白鷹ウォーターサービス」が所有する現金のうち計108,000円を窃取した。

2月16日(月)にウォーターサービスの職員が紛失に気づき、上下水道課の職員にも確認する過程において、当日休暇を取得していた当該職員に電話で確認したところ、翌日、自身が窃取したことを認めたもの。

なお、窃取した現金については、全額を返済している。

3. 監督責任者の処分

(1) 処分内容

- ①管理職 1人 懲戒処分 戒告
- ②一般職 2人 文書訓告

(2) 処分事由

管理監督者及び指導すべき上司として適正さを欠いたため。

4. 町長コメント

就任早々、本町職員の不祥事をご報告することとなり、町民の皆様にご迷惑をお詫び申し上げますとともに、法令遵守が当然に求められる公務員という立場でありながら、今回の事態を招き、町への信頼を著しく損なうこととなりましたことに対し、重ねて心よりお詫び申し上げます。今後、二度とこのような事態が起こらぬよう、職員の綱紀粛正と服務規律の保持を徹底し、町民の皆様の信頼回復に向け全力を尽くしてまいります。

令和8年3月26日 白鷹町長 田宮 修